

令和2年度奈良県公立高等学校入学者一般選抜検査
受 検 者 に 対 す る 注 意 事 項

1 検査の日程について

- (1) 検査期日 令和2年3月11日(水)
- (2) 集合時刻 午前8時30分
- (3) 検査は、下記により実施する。

【学力検査が5教科の場合】

| 時 限 | 検 査 | 区 分 | 時 刻 | 時 間 |
|-----|-----|------|-----------|-----|
| 1 | 国 語 | 問題配布 | 9 : 1 0 | 5分 |
| | | 開 始 | 9 : 1 5 | 50分 |
| | | 終 了 | 1 0 : 0 5 | |
| 2 | 英 語 | 問題配布 | 1 0 : 2 0 | 5分 |
| | | 開 始 | 1 0 : 2 5 | 50分 |
| | | 終 了 | 1 1 : 1 5 | |
| 3 | 数 学 | 問題配布 | 1 1 : 3 0 | 5分 |
| | | 開 始 | 1 1 : 3 5 | 50分 |
| | | 終 了 | 1 2 : 2 5 | |
| 昼 食 | | 4 5分 | | |
| 4 | 社 会 | 問題配布 | 1 3 : 1 0 | 5分 |
| | | 開 始 | 1 3 : 1 5 | 50分 |
| | | 終 了 | 1 4 : 0 5 | |
| 5 | 理 科 | 問題配布 | 1 4 : 2 0 | 5分 |
| | | 開 始 | 1 4 : 2 5 | 50分 |
| | | 終 了 | 1 5 : 1 5 | |

【学力検査が3教科の場合】

| 時 限 | 検 査 | 区 分 | 時 刻 | 時 間 |
|-----|--------------|---------------|-----------|-----|
| 1 | 国 語 | 問題配布 | 9 : 1 0 | 5分 |
| | | 開 始 | 9 : 1 5 | 50分 |
| | | 終 了 | 1 0 : 0 5 | |
| 2 | 英 語 | 問題配布 | 1 0 : 2 0 | 5分 |
| | | 開 始 | 1 0 : 2 5 | 50分 |
| | | 終 了 | 1 1 : 1 5 | |
| 3 | 数 学 | 問題配布 | 1 1 : 3 0 | 5分 |
| | | 開 始 | 1 1 : 3 5 | 50分 |
| | | 終 了 | 1 2 : 2 5 | |
| 昼 食 | | 4 5分 | | |
| 4 | 面接又は 実技検査 | 13時10分から実施する。 | | |

なお、定時制課程における成人特例措置については、下記により実施する。

| 時 限 | 検 査 | 区 分 | 時 刻 | 時 間 |
|-----|-----|---------------------------|-----------|-------|
| 1 | 作 文 | 問題配布 | 9 : 1 0 | 5 分 |
| | | 開 始 | 9 : 1 5 | 5 0 分 |
| | | 終 了 | 1 0 : 0 5 | |
| 2 | 面 接 | 1 0 時 2 0 分 から、個人別 に実施する。 | | |

2 持参品について

持参品は、次のとおりである。

(1) 受検票、昼食（湯茶）、上ばき

高等学校では湯茶の準備はしないので、必要であれば各自持参すること。

なお、定時制課程における成人特例措置については、昼食を持参する必要はない。

(2) 筆記用具等

通常の筆記用具のほかに、直定規、三角定規、コンパスを持参すること。ただし、分度器、分度器付きの定規、分度器付きのコンパス、計算機、計算機付きの用具等は持参しないこと。

三角定規は「理科」の学力検査では使用できるが、他の教科の学力検査では使用できない。また、下敷きを持参する場合は、無地のものであること。

なお、定時制課程における成人特例措置については、直定規、三角定規、コンパスを持参する必要はない。

(3) 検査場には、時計が設置されていない場合もあるので、必要であれば時計を持参すること。

(4) 通信機能付きの情報機器（携帯電話等）など、検査に不必要なものは持参しないこと。

3 受検について

(1) 学力検査の問題冊子は、A3判の問題用紙2枚を重ねて二つ折りにしてある。また、解答用紙は、A3判の用紙1枚である。解答用紙は、問題用紙のように二つ折りにしてもよい。

(2) 問題用紙と解答用紙は別になっているので、答えは全て解答用紙に書くこと。

(3) 「数学」の学力検査においては、計算用紙を配布しない。

(4) 「英語」の学力検査には、最初に聞き取り検査がある。

なお、この際、問題を聞きながら問題用紙の余白にメモを取ってもよい。

(5) 学力検査及び作文については、各時限の検査終了の5分前に合図がある。

(6) 検査中の筆記用具などの貸し借りは認めない。

4 その他

(1) 欠席の場合は、出身又は在学している中学校長を経て速やかに当該高等学校長宛てに欠席届を提出すること。

なお、日本に出身又は在学している中学校がない者は、速やかに、直接、当該高等学校長に申し出ること。

(2) 検査開始後20分以上遅刻した場合は、受検を認めず、欠席扱いとする。また、受検しなかった検査がある場合も、欠席扱いとする。

(3) 追検査対象者は、1時限目の問題配布が始まるまでに欠席する旨を申し出た者に限る。